

第4章

環境施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 「^{かける} × 環境の視点」での取組
- 3 重点取組（市民プロジェクト）
- 4 環境配慮指針

1 施策の体系

本計画の策定以降、市民環境プロジェクトの発足や市独自の環境マネジメントシステム(JMS)への移行などにより推進体制に変化が生じているほか、新たな市政運営の方針「『すこやかなまち』づくりへの取組」の強化を基本方針として見直した第5次総合計画基本計画との関係性を整理する必要があります。

このため、引き続き分野横断的アプローチと分野別アプローチにより施策を体系的に整理し本計画の推進を図っていきますが、より効率的で効果的な事業や取組の実施と進捗管理体制のスリム化を図るために必要な見直しを行います。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、省エネルギーの推進だけでなく、自然エネルギーへの転換がさらに加速することが予想されるため、26年度までの計画期間の中で本市における地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入を推進する施策を具体化させることとします。

(1) 2つのアプローチに基づく施策の提示

第1次環境基本計画は、分野別の施策体系やその基本的な方向性、市民、事業者、市それぞれの環境配慮指針などで構成していましたが、本計画では、重点的に推進する分野別施策に加え、環境課題の解決を推進するためには、各行政分野に環境の視点を取り入れる必要があるとの考えから、次の 2つのアプローチから施策の体系を示します。

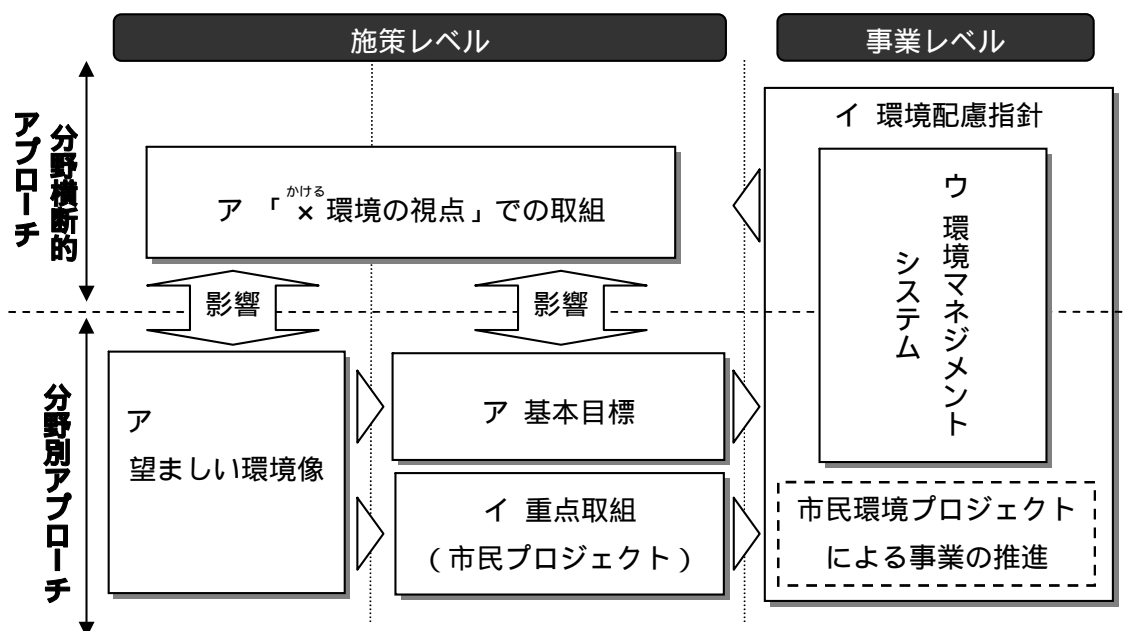


図4-1 2つのアプローチによる施策の形成

なお、この2つのアプローチは、第5次総合計画(改定版)の戦略的(分野横断的)アプローチのまちづくり重点戦略と、分野別アプローチの基本政策に繋がります(P5 第3章 望ましい環境像「1 将来都市像と基本計画の役割」図3-1参照)。

第4章 環境施策の展開

1 施策の体系

分野横断的アプローチ

ア 「^{かける}×環境の視点」での取組

環境以外の各行政分野に、環境保全・改善の視点を取り入れて施策を推進すること(すなわち、「^{かける}×環境の視点」での取組)により、行政の分野を横断して効果的に環境改善を進めます。

本計画では、「^{かける}×環境の視点」での取組が効果的である行政分野の考え方を示しました。

詳細は、P20「2 『^{かける}×環境の視点』での取組」に掲載します。

イ 環境配慮指針

本計画の望ましい環境像を実現するとともに、次代に引き継ぐ環境を維持するために、市民・事業者・市が日常活動においてそれぞれの立場で主体的に取り組む事項を示しています。

また、市内の各種開発事業の計画段階からの適切な環境配慮が重要であることから、開発事業における環境配慮事項を明らかにしました。

なお、環境配慮指針は、分野別はもちろん、分野横断的に取り組む必要があることから、「分野横断的アプローチ」に分類しました。

詳細は、P30「4 環境配慮指針」に掲載します。

ウ 環境マネジメントシステム

市の事務事業による環境への負荷の軽減や環境保全活動について、環境マネジメントシステムを活用し、自己チェックを行います。

平成23年8月にISO14001の認証を返上し、市独自の環境マネジメントシステム(JMS)に移行しました。JMSへの移行を機に「本計画に係る事務事業の抽出」「その結果から目的目標を設定」「進捗管理を行う」ことをルール化することで、本計画との関係性と進捗管理体制の強化を図りました。

分野別アプローチ

ア 望ましい環境像・基本目標

分野別の4つの望ましい環境像と25の基本目標を示し、それぞれの達成に関する事業については、JMSにおいて実施計画を定め、実施・点検・見直しを行います。

イ 重点取組(市民プロジェクト)

環境の保全には市民一人一人の取組が大切であることから、市民・事業者・行政が連携し実施することが望ましい事業を重点取組(市民プロジェクト)として位置付けます。

平成20年7月に市民プロジェクトの実行組織として、市民・事業者・行政が参加する団体「市民環境プロジェクト」が発足し、6つのプロジェクトの推進に向けた取組が行われています。

本計画では、活動方針や活動計画を示します。詳細は、P22「3 重点取組(市民プロジェクト)」に掲載します。

2 「^{かける}×環境の視点」での取組

(1) 目的

環境以外の各行政分野に、環境保全・改善の視点を取り入れて（掛け合わせて）施策を推進すること（すなわち、「^{かける}×環境の視点」での取組）により、行政の分野を横断して効果的に環境改善を図ります。

(2) 対象となる行政分野の考え方

次の考え方に関連する行政分野は、「^{かける}×環境の視点」での取組が効果的であると考えられます。

豊かさ等の追求

人々は、健康で文化的な生活、安全・安心な生活、経済的に豊かな生活を求めています。

資源と環境負荷

人々が生きていくためには、食・エネルギー・水などの資源を必要としますが、それら資源を利用するときに環境負荷が発生します。

資源循環と土地利用

資源の分布や流れは、都市空間と自然空間、市街地と田園地域・中山間地域の配置によって決まります。

人材育成・参加

最も基礎となるのは、個人や地域社会の力であり、それは教育やコミュニティの影響を受けます。

(3) 取組内容及び実施方法

(2)に関連する行政分野に、環境保全・改善の視点を取り入れて、施策を推進します。

本計画において具体的な施策や事業等の位置付けは行いません。

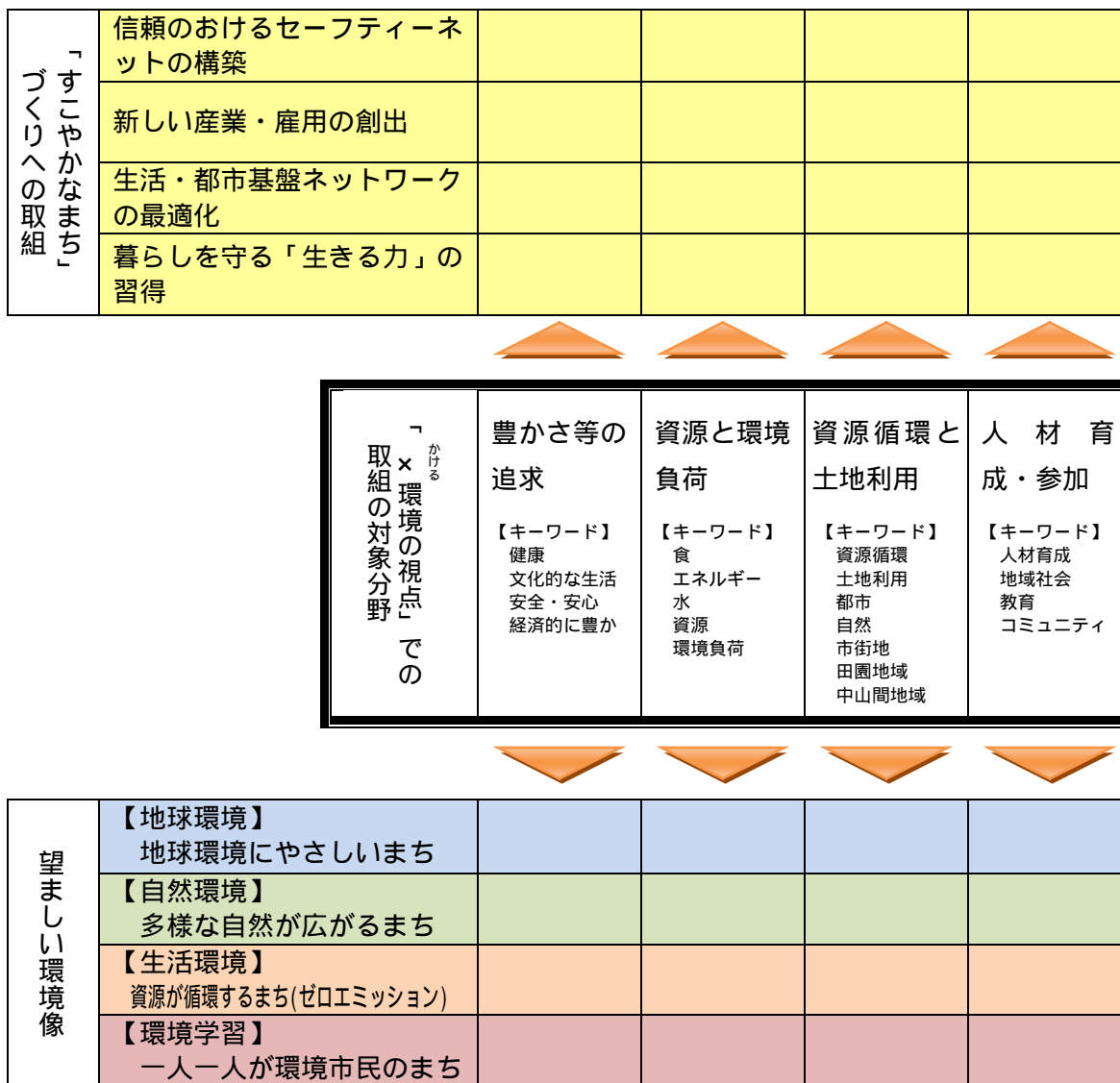
ただし、「^{かける}×環境の視点」での1取組は、結果として「望ましい環境像」の基本目標や環境の整備目標の達成状況に影響するため、上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用して間接的に進捗管理を行います。

(4) 第5 総合計画との関係

第5次総合計画基本計画における戦略的アプローチである「『すこやかなまち』づくりへの取組」と、本計画の「望ましい環境像」実現のための取組は、P21 図4 - 2のとおり「^{かける}×環境の視点」での取組によってつながりを持ち、互いの取組の効果や成果をより高めあう関係であることを表しました。

すなわち、「^{かける}×環境の視点」での取組は、「『すこやかなまち』づくりへの取組」を環境面から推進する役割を担います。

第4章 環境施策の展開
2 「×環境の視点」での取組



「」の項目は、関係性が特に高いもの、「」の項目は、関係性が高いものを示している。
 その他項目についても関係性をもつ。

図4-2 「望ましい環境像」と「『すこやかなまち』づくりへの取組」との関係図

3 重点取組(市民プロジェクト)

(1) 目的

本計画の実効性を高めるには、市民・事業者・行政が連携・協働して環境保全活動に取り組むことが必要です。

そのため、重点取組として市民・事業者・行政が連携・協働して実施する6つの「市民プロジェクト」を設定し推進します。

(2) 設定の経過

市民プロジェクトは、公募市民で構成する環境市民会議において検討しました。

市民会議は「地球環境」「自然環境」「生活環境」の3つの環境の分野、5つのグループに分かれて検討を行い、環境の課題の解決に向けての具体的な取組内容や各主体の役割について取りまとめました。

(3) 計画期間

平成24年度～平成26年度(当初計画では平成20年度～平成24年度)

(4) 推進体制

市民プロジェクトの実行組織として、市民・事業者・行政が参加する団体「市民環境プロジェクト」を設立し、取組を推進します。

(5) 活動方針(平成24年度以降)

環境問題や環境活動に関心を持つ市民を増やすための活動に取り組みます。

これまでも市民への啓発活動に取り組んできましたが、市民環境プロジェクトが核となり市民一人一人の行動につなげるためにも、環境問題や環境活動に関心を持つ市民を増やすための活動を重点的に行います。

活動の成果を他の活動や取組の参考となるものとしてまとめます。

活動の成果を、市民環境プロジェクトの活動終了後もだれもが広く活用できる「活動成果集」としてまとめます。

あわせて、市民環境プロジェクト全体で活動の集大成となる「活動発表会」などの取組を行います。

(6) 取組内容

表4-1「重点取組(市民プロジェクト)一覧」に示します。

(7) 実施方法

市民環境プロジェクトが実施計画を毎年度定めます。

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

表4-1 重点取組(市民プロジェクト)一覧

望ましい環境像	プロジェクト名	目的
地球環境にやさしいまち (地球環境)	エコライフプロジェクト	エネルギーを大切に使うこと、物を大切に使うことを考えながら、家庭内で取り組める『エコライフ』にしぼり、家電の使用方法による省エネを中心に考え、地球温暖化防止を考える。
	エコドライブプロジェクト	エネルギーを大切に使うことを意識し、生活に密着している『自動車』の使用方法を変えること、緑化活動など健康的なゆっくりスローな活動から地球温暖化防止を考える。
多様な自然が広がるまち (自然環境)	豊かな清流蘇らせ隊プロジェクト	川は身近で貴重な自然体験の場であり、子どもの感性を磨き、想像力を養うのに最適な場です。健全な自然環境を子孫に残すため、子どもと川遊びができる清流水としたい。また、人と水との関わりから、川をもっと身近なものとし、「川は、危ない・汚い・管理は行政がしてくれる」という意識を変えていく。
	きれいな水保全プロジェクト	『上流から下流まで思わずふれてみたくなるような水』。人が集い、癒される。遊び、楽しむことができる。多種多様な生き物が存在する。 「森は海の恋人」と言われるように、海が元気になるためには、山、川も元気でなければならない。このように水は循環しているということを念頭に置き、身近なところから始めることで、上越市の「水環境」を守っていく。
資源が循環するまち (生活環境)	ごみゼロプロジェクト	もったいない精神を上越市全体に広げ、循環型社会になるよう取り組む。
	不法投棄防止プロジェクト	不法投棄をなくし、私たちのまちの美しい自然を守るため、足元から取り組む。

具体的な活動は次に示します。

エコライフプロジェクト

「地球温暖化防止」と言っても遠い感じがして実感しにくい。いろいろ啓発はされているが、なかなか実践までは結びついていないのではないか。

普及啓発に向けて、家庭内で実践できる『エコライフ』の取組を調査・研究し、長期的にコツコツとステップアップできるよう、きっかけづくりから取り組みます。

具体的な活動	実施主体	実施時期（年度）						
		20	21	22	23	24	25	26
現状を知る・研究する								
「エコライフ」主要取組の調査・研究	・市民環境プロジェクト ・行政	→						
「エコライフ」イベントの内容を検討								
「エコライフ」普及に向けた出前講座、メディア活用などの実施内容を調査・研究								
宣伝する（効果的に伝える）								
「エコライフ」(10か条)を作成・普及	・市民環境プロジェクト ・市民 ・行政	→						
「エコライフ」イベントを実施								
モデル的な出前講座を実施								
きっかけをつくる（試す方法を伝える）								
出前講座、メディア活用による「エコライフ」の普及を図る	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者	→						
取組を検証する								
「エコライフ」実施状況を調査・検証	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者 ・行政	→						
「エコライフ」イベントの感想を調査								
出前講座実施会場のアンケート調査を実施								

市民プロジェクトの全活動期間内（平成20年度～26年度）で示しています。

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

エコドライブプロジェクト

「地球温暖化」といっても遠い感じがして実感しにくい。いろいろ啓発はされているが、なかなか実践までは結びついていないのではないか。

そこで、普及啓発に向け、実践できる「エコドライブ」の取組を中心に調査・研究し、取組が長期的にコツコツとステップアップできるよう、きっかけづくりから取り組みます。

具体的な活動	実施主体	実施時期(年度)						
		20	21	22	23	24	25	26
現状を知る・研究する								
「エコドライブ」主要取組を調査・整理	・市民環境プロジェクト ・行政	→						
「エコドライブ」普及に向けた出前講座、メディア活用などの実施内容を調査・研究								
宣伝する(効果的に伝える)								
「エコドライブ」ステッカーの作成・配布(市民公募)	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者 ・他関係団体 ・行政	→						
モデル的な出前講座を実施								
きっかけをつくる(試す方法を伝える)								
「エコドライブ」ゾーン内事業所の協力、緑化の推進 ・駐車場のアイドリングストップの周知	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者	→						
出前講座、メディア活用による取組の実践例を紹介								
取組を検証する								
ノーカーデーの取組事業所を調査	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者 ・行政							
出前講座実施会場でアンケート調査								

豊かな清流蘇らせ隊プロジェクト

プロジェクト名の「清流を蘇らせる」は、単に川をきれいにするという意味ではなく、川に親しみ、川で遊ぶという昔のよい状態に戻すという意味がこめられています。川と親しみ、川をきれいにするための様々な活動を行います。特に、子どもの環境教育の視点から取り組みます。

具体的な活動	実施主体	実施時期(年度)						
		20	21	22	23	24	25	26
川をきれいにする、川を大切にする仲間作りをする								
川の雑草の刈払い、雑木の伐採を行い、豊かな水の流れにする	・市民環境プロジェクト ・市民 ・行政							
既に行われている河川愛護活動に参加する	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者							
川のことをもっと知る								
川の現状を知る	・市民環境プロジェクト ・行政							
川の働きを知る	・市民環境プロジェクト ・行政							
川の動植物を知る	・市民環境プロジェクト							
川の歴史・伝統を知る	・市民環境プロジェクト							
川の活動記録集を作成する	・市民環境プロジェクト							
川で遊ぼう・親しもう								
ビオトープ・川辺の遊歩道を視察する	・市民環境プロジェクト ・行政							
川マップ・川遊びマニュアルを作成する(川のどこで遊べるのか、PRしよう)	・市民環境プロジェクト							
小学校の総合学習をサポートする	・市民環境プロジェクト ・行政							

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

きれいな水保全プロジェクト

市町村合併により、市内の優れた水環境が増えた半面、里山の荒廃、野生生物種の減少、外来種の増加、砂浜の減少などで今まであった優れた水環境が失われつつあるといった声も聞かれます。優れているところ、悪くなっているところなど、上越市の水環境の現状を多くの人に知っていただくために、数字だけでなく、自分たちで集めた情報も盛り込んだ「水の地図」を作ります。

具体的な活動	実施主体	実施時期(年度)						
		20	21	22	23	24	25	26
水のことをもっと知る								
学習会(市民環境プロジェクト向け) 水環境を守るために、山、海、川の本来の姿、あるべき姿を学ぶ。	・市民環境プロジェクト							→
上越市の水の現状を知る								
現地観察(市民環境プロジェクト向け)	・市民環境プロジェクト							→
情報集め								→
「水の地図」の作成 実際に里山、川、海に行き調査するとともに、他の団体などが調べた情報を集め、現状を把握し、地域の「水の地図」を作成する。								→
上越市の水を広く知ってもらおう								
「水の地図」の周知 「水の地図」の配布、観察会・学習会など、上越市の水環境の現状を多くの人に知ってもらうための活動を行う。	・市民環境プロジェクト							→
上越市の水を良くするための活動をする								
保全・美化活動	・市民環境プロジェクト ・市民 ・市民団体 ・事業者 ・行政							→

ごみゼロプロジェクト

ごみ問題は身近で非常に広い問題ですが、以下の活動に重点的に取り組みます。

- (1)安全、安心な食材の地産地消や食文化の伝承や交流を、環境に配慮した調理方法を通して楽しみながら学び、健康的で環境に配慮した食生活を推進します。
- (2)紙おむつが燃やせるごみの約 6.8%を占めるという推測をもとに、布おむつの使用について関心を高めます。
- (3)資源ごみで出す缶は、つぶすことに手間を感じるが多くあります。再資源化より発生抑制の取組について調査します。

具体的な活動	実施主体	実施時期(年度)						
		20	21	22	23	24	25	26
安全・安心で楽しめる調理の工夫について学ぶ								
安全・安心な食材について学ぶ	・市民環境プロジェクト ・行政							
エコクッキングについて学ぶ	・市民環境プロジェクト ・行政							
健康的で楽しめる食事メニューについて学ぶ	・市民環境プロジェクト ・行政							
郷土料理の食文化について学ぶ	・市民環境プロジェクト ・市民団体							
環境に配慮した調理方法を周知・宣伝する								
商店等にレシピを置く	・市民環境プロジェクト ・事業者							
給食でエコクッキングメニューを提供する	・市民環境プロジェクト ・事業者 ・行政							
健康や環境に配慮した食事づくりをとoshi、親子・地域の交流を深める								
親子で学ぶ健康エコクッキングを実施する(学校・保育園等)	・市民環境プロジェクト ・行政							
地域の郷土料理でエコクッキングを実施する	・市民環境プロジェクト ・市民団体							
地産地消マップを作成し、広く周知する	・市民環境プロジェクト ・市民団体 ・事業者 ・行政							
おむつの使用に関して調査し、周知・宣伝する								
おむつの使用状況について調査	・市民環境プロジェクト ・行政							
おむつについて選択の幅を広げる周知・宣伝	・市民環境プロジェクト ・行政							
デポジット制の実態を調査する								
デポジット制の実態について調査	・市民環境プロジェクト ・行政							

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

不法投棄防止プロジェクト

水質汚濁や土壌汚染などの環境への悪影響や、ごみ処理費用の増加を阻止するため、不法投棄をなくすための以下の活動に取り組みます。

(1)不法投棄の実態を周知することにより不法投棄の意識をなくします。

(2)人が見ていることを意識させることにより不法投棄を防ぎます。

具体的な活動	実施主体	実施時期(年度)						
		20	21	22	23	24	25	26
不法投棄の実態を把握する								
不法投棄の現場を確認する	・市民環境プロジェクト ・市民団体 ・行政							
不法投棄マップを作成する	・市民環境プロジェクト ・市民団体 ・行政							
不法投棄防止の意識啓発をする								
小学生を対象にポスター、標語募集	・市民環境プロジェクト ・行政							
ポスター等を活用し不法投棄防止PR	・市民環境プロジェクト ・事業者 ・行政							
環境パトロールをする								
不法投棄防止のため市民ボランティア募集	・市民環境プロジェクト ・市民 ・市民団体 ・事業者							
環境パトロールを実施する	・市民環境プロジェクト ・市民 ・市民団体 ・事業者							

4 環境配慮指針

(1) 配慮指針の基本的な考え方

配慮指針の目的

本計画に掲げた4つの望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で主体的に取り組むことが求められます。第4章で掲げた事業・施策を推進するだけでなく、市内において実施される各種の開発事業に対しても計画段階から適切な環境配慮を行うことが重要です。また、市民や事業者が行う日常の活動でも、環境の保全に対して配慮した行動がとられていなければなりません。

配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、市はもとより市民及び事業者にも各種の開発事業や日常行動における環境配慮を要請するものであります。

市はこの配慮指針を順守し、自ら事業者であり消費者であることを踏まえて、環境保全行動に率先して取り組むとともに、市民・事業者に対して積極的な普及・啓発に努めます。

表4-2 環境づくりのための各主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める ・環境問題に関心を持って、自主的に行動する ・行政が行う環境の保全に関する施策に協力する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める ・環境への負荷や環境保全活動に関する情報を提供する ・行政が行う環境の保全に関する施策に協力する
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関する事業・施策を総合的・計画的に実施する ・市民や事業者の行う環境保全活動を積極的に支援する ・環境に関する情報を広く提供する ・事業者・消費者として環境の保全に関する行動を率先して実行する

配慮指針の構成

本項では、道路、住宅地の造成などの各種開発事業や市民や事業者が行う日常活動において、環境に配慮すべき事項を具体的に示すとともに、環境基本計画の望ましい環境像である「地球環境にやさしいまち」「多様な自然が広がるまち」「資源が循環するまち」「一人一人が環境市民のまち」の実現に向けて、市や市民及び事業者がそれぞれの立場において自主的かつ積極的な実践が期待される基本的な内容を示しました。

本計画における環境への配慮指針は、以下に示すように2つの環境配慮から構成されています。これらの環境配慮の指針は、環境資源等の利用に当たって、それぞれの配慮事項を適切に組み合わせて総合的に運用することが必要です。

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

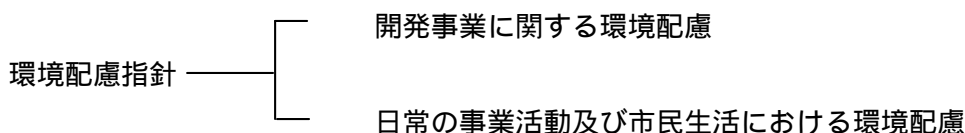


図4 - 3 環境配慮指針の構成

ア 開発事業に関する環境配慮

環境への負荷を可能な限り少なくするために、共通の環境配慮のほかに事業別の環境配慮の方針を示しました。原則として全ての開発事業に環境上の配慮を適切に組み込むことによって、「上越市環境基本条例」の第11条の規定に基づいて、開発を行う事業者が環境に対する適正な配慮を行えるように、環境面で配慮すべき一般的な事項を示しました。

イ 日常の事業活動及び市民生活における環境配慮

本計画を推進する主体である市、市民及び事業者が、日常の活動においてそれぞれの立場で環境に配慮すべき基本的事項を示しました。

(2) 開発事業に関する環境配慮

市内において実施される開発事業に当たっては、この指針に基づき適切な環境配慮を行うことを基本とします。一部の事業については、環境に及ぼす影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮していく必要があります。

開発事業に関する環境配慮の考え方

ア 地域の自然環境への適切な配慮

本計画第2章「1 上越市の概況(当初計画P5)」に記したとおり、当市は豊かな自然環境に恵まれています。

このため、まとまった緑地や丘陵地、水辺、農耕地、現存する貴重な動植物等、自然環境を極力保全するように努めます。開発事業による改変が必要な場合には、環境の変化に対する緩和措置を取ることや、地域の特性に応じた復元及び緑地や水辺の整備を行うことによって良好な環境の創造を図るものとします。

イ 土地利用に応じた生活環境への配慮

開発事業による環境への負荷は、事業の内容や規模、事業予定地周辺の環境特性によってその影響は大きく異なってきます。このため、開発事業が生活環境へ著しい影響を及ぼさないよう周辺地域の土地利用や環境特性に応じた配慮を行い、環境への負荷の低減に努めます。

ウ 開発事業の各段階における適切な配慮

各種開発事業の構想、計画、実施、供用後、それぞれの段階に応じた配慮を行い、環境への負荷の低減に努めます。

表4 - 3 開発事業の各段階における環境配慮の考え方

開発事業 の段階	環境配慮事項
構想段階	地域の環境条件を考慮し、周辺環境への影響が少ない立地場所を選定する。
計画段階	計画地域の基礎的環境条件を踏まえた基本計画を策定する。また、実施計画策定の早い段階において、事業が周辺環境に与える影響を事前に調査し、必要な保全対策を講ずることにより、環境への影響を極力減じ、地域環境と調和した事業計画とする。
実施段階	計画段階で検討した環境配慮事項を適切に実行し、また工法上の工夫、低公害の工事機械の使用、工事従事者への教育など、工事実施にあたって細心の注意を払うことにより、工事中の周辺環境への影響を極力小さくするよう配慮する。
供用後	日常の事業活動や施設などの管理において周辺環境への適切な配慮を行うとともに、必要に応じて環境影響のモニタリングを行う。

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

対象事業

事業を計画するに際して、環境に影響を及ぼすおそれがあり、環境への配慮が必要な主要な開発事業を以下に示します。

表4 - 4 対象とする主要な開発事業

対象事業	主 な 開 発 事 業
住宅系整備事業	住宅団地造成、学校・病院・オフィス等の建設
商業・業務系整備事業	流通業務団地造成
工業系整備事業	工業団地造成、工場・事業所建設
交通系施設整備事業	道路整備、鉄道・軌道整備、ヘリポート等小型飛行場整備
河川・海岸系整備事業	河川・放水路改修・整備、海岸整備、ダム整備
埋立・港湾整備事業	埋立・干拓、港湾整備
廃棄物処理施設 整備事業	廃棄物処理施設整備、廃棄物最終処分場整備
レジャー施設 整備事業	レクリエーション施設用地整備、リゾートマンション、リゾートホテル建設
下水道事業	下水道終末処理場
エネルギー施設 整備事業	発電所等エネルギー供給施設整備、地域冷暖房施設整備
その他事業	農用地造成、土砂砂利採取

ここに掲げる事業は、開発事業の構想・計画段階に視点を置いたものです。また、上記以外の環境への配慮が必要な事業等については、本環境配慮指針を参考に、適宜、適切な環境配慮を行うことが必要です。

開発事業共通配慮指針

開発事業共通の環境配慮指針を以下に示します。

土地利用等の検討に当たっては、生物生息環境や景観等を考慮し、まとまりや連続性のあるものを中心に、極力既存の緑地を保全するように配慮します

やむを得ず土地の改変を行う箇所については、極力水辺等生物生息環境の復元や緑化を図るように配慮します

土地の選定や土地利用の検討にあたっては、神社、仏閣、史跡等歴史的建造物、文化財等の移転を極力避けるように配慮します

建設発生土の減量化・再利用化等による建設副産物の削減、再資源化に努めます

極力施設の外周部に緑地等を確保するとともに生物生息環境や景観等にも配慮した緑化を図ります

屋外照明の検討にあたっては、光害に十分配慮した照明設置を図ります

未利用エネルギーの有効利用等、極力省エネルギーに配慮します

事業別配慮指針

事業別の環境配慮指針を以下に示します。

ア 住宅系整備事業

歴史的・文化的遺産が存在する場合、周辺環境と一体的に保全します

イ 商業・業務系整備事業

交通渋滞による温室効果ガスの発生や、騒音振動、大気汚染の防止のため、アクセス経路を検討します

ウ 工業系整備事業

適切なオープンスペースを確保するなど、防災対策に考慮します

エ 農林業系整備事業

市民農園などの整備による自然との触れ合いの場の創出に配慮します

オ 交通系施設整備事業

街路樹・遮音壁の設置に努めます

カ 河川・海岸系整備事業

暗渠化はできる限り避けるよう努めます

改修などにより失われた自然について、魚道やビオトープ、人口海岸の造成など自然の回復に努めます

キ 埋立・港湾整備事業

事業実施による潮流変化による環境影響に配慮します

人口干潟の整備など、水生生物の生息空間の確保に努めます

ク 廃棄物処理施設整備事業・下水道事業

焼却余熱等の未利用エネルギーの活用に考慮します

ケ 土砂砂利採取系

事業実施により生息地が分断しないよう配慮します

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

(3) 日常の事業活動及び市民生活における環境配慮

日常の事業活動及び市民生活における環境配慮の考え方

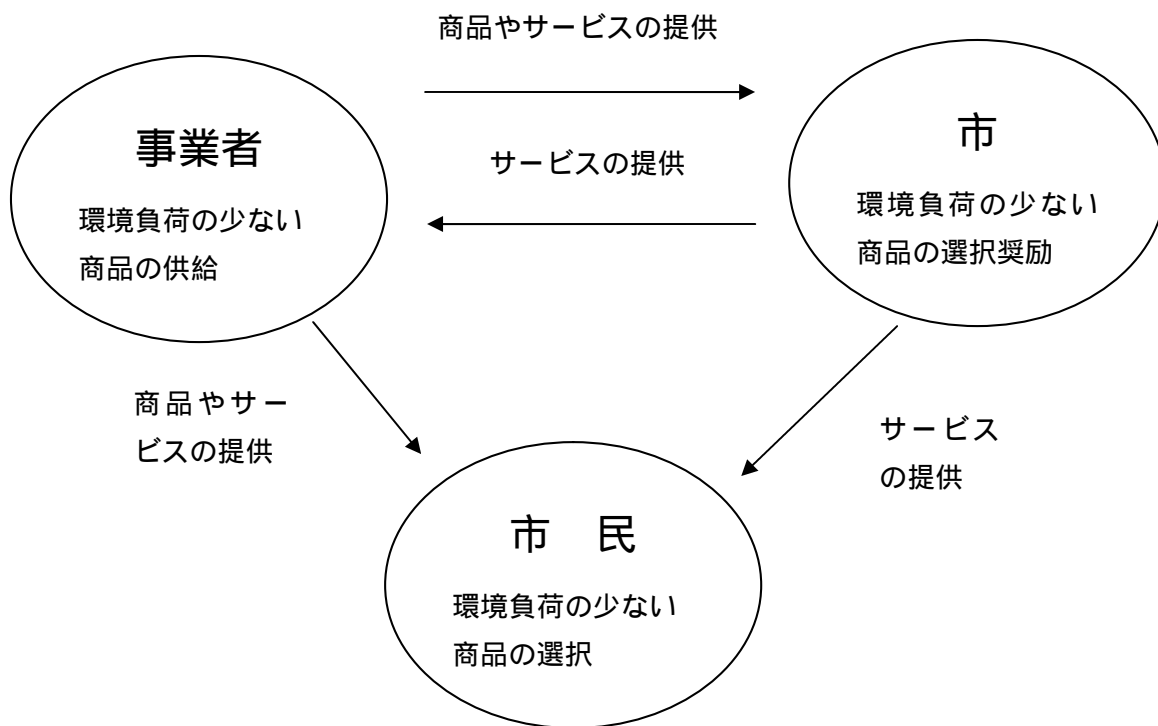
今日の生活は、資源やエネルギーの大量消費を前提に成り立っており、市民一人当たりのエネルギー消費量は増大する一方です。このようなエネルギー多消費が一方では環境に負荷を与え、環境に深刻な影響を及ぼしています。このため、日常生活においてできるだけ環境への負荷を与えないような配慮が必要です。この環境への配慮は、市民、事業者、市がそれぞれの立場を踏まえて取り組む必要があります。

商品やサービスを提供する事業活動においては、原材料の調達から製品の廃棄の各段階で環境配慮が必要です。

一方、市民は主として商品やサービスの消費者として、購入から使用の各段階で環境負荷の少ない製品の選択を心掛けることが重要となります。

また、市は市民と同様な環境配慮のほかに、このような環境への負荷の少ない製品を率先して選択し、使用していくことが必要です。自治体が大口の消費者として環境配慮製品を購入していくことで、環境配慮製品の市場の拡大につながり、種類・数量ともに豊富になることで一般市場への波及を進めることもできます。

ここに掲げた事項は、環境負荷の少ない街づくりやライフスタイルの形成を進めるための日常的な配慮事項を「生産 - 流通 - 消費 - 再生及び処理」というものの流れを中心に、基本的な内容を示したものです。この事項を参考にして、市民や事業者の自主的な行動が求められます。



		商品の流通段階			
		生産	流通	消費	再生及び処理
活動主体	事業者				
	市民				
	市				

注) : 関連が強い

: 関連がある

図4-4 商品やサービスから見た各主体の関連と環境への配慮

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

日常の事業活動及び市民生活における環境配慮事項

環境負荷の少ないまちづくり・ライフスタイルの形成を進めるための日常の事業活動及び市民生活における基本的な配慮事項（商品の流通段階からみた環境配慮事項）を「生産 - 流通 - 消費 - 再生及び処理」という物の流れを中心にして示します。

また、その他の環境配慮事項として、建築物の建築と自動車使用时、環境保全の自主活動について示します。

ア 商品の流通段階から見た環境配慮事項

ア) 事業者・市民・市の共通配慮事項

商品の流通段階	共通配慮事項
1 商品の購入・消費段階	省エネルギー型の機器（OA機器、電化製品）の導入を図る 車の買い換えに当たっては、環境への負荷の少ない車の導入を図る 電気・水道などの使用量の削減に努める
2 商品の再生及び処理段階	使い捨て商品の購入を抑制することや、リユース・リサイクルしやすい商品を優先的に購入し、廃棄物の削減に努める 分別収集によるリサイクルを推進する

イ) 事業者の追加配慮事項

商品の流通段階	追加配慮事項
<p>1 商品の生産・供給</p> <p>(1)原料の調達段階</p> <p>(2)生産段階</p> <p>(3)流通・供給段階</p>	<p>再生資源・未利用資源・代替原料の受入れの拡大を図る 環境負荷の少ない燃料の選択に努める 原料採取時には環境への負荷の少ない工法、機械などの導入を図る</p> <p>エネルギー消費の効率を高めるため、生産プロセスの改善や廃熱・未利用エネルギーの有効利用によって省エネルギーに努める 省資源のための生産プロセスの改善を図る 産業廃棄物の排出削減のための工程内発生物の有効利用の推進を図る 大気汚染、水質汚濁等の汚濁負荷を低減するための生産プロセスの改善を図る 生産段階で使用する有機溶剤、塩素、フロン等については代替等によって使用量の低減を図る 生産プロセス全体を環境調和型生産プロセスに転換を図るように努める</p> <p>包装材・梱包材の使用量の削減や環境負荷の少ない包装材・梱包材の利用促進により、廃棄物の発生に伴う環境負荷や包装材・梱包材の製造に伴う環境負荷の低減等を図る 物流におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素、二酸化窒素等の環境負荷を低減するために、共同配送などによって物流の合理化を推進する 車使用時の窒素酸化物排出量等を削減するためクリーンエネルギー車の導入に努める</p>
<p>2 商品の購入・消費段階</p>	<p>環境への負荷の少ない燃料の使用に努める</p>
<p>3 商品の再生及び処理段階</p>	<p>製品の廃棄段階における廃棄物や有害物質の排出による環境負荷を低減させるため、リサイクルが容易な製品・素材・有害物質の排出や廃棄物の発生が少ない製品素材の使用に努める 廃棄物の適正処理を図り、二次汚染を防止する</p>

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

ウ) 市民の追加配慮事項

商品の流通段階	追加配慮事項
1 商品の購入・消費段階	生産段階における環境負荷の少ない商品（エコマーク、グリーンマーク商品等）を選択する 再生品等の使用に努める 省エネ型のものを選択する

エ) 市の追加配慮事項

商品の流通段階	追加配慮事項
1 商品の購入・消費段階	生産段階における環境負荷の少ない商品（エコマーク、グリーンマーク商品等）を選択する 再生品等の使用に努める 環境への負荷の少ない燃料の使用に努める 省エネ型のものを選択する
2 商品の再生及び処理段階	廃棄物の適正処理を図り、二次汚染を防止する

イ その他の日常の事業活動及び市民生活における環境配慮事項

ア) 事業者・市民・市の共通配慮事項

	共通配慮事項
A . 建築物の建築	建築物の建築・改築に当たり、環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化を図る 地域の自然環境との調和を図り、敷地内、壁面等の緑化に努める 雨水の浸透ます等を設置して地下水のかん養を図ったり、雨水を貯留して有効利用を図る 太陽光等の自然エネルギーの導入に努める
B . 自動車使用	外出時には公共交通機関や自転車など環境への負荷の少ない交通手段を積極的に利用し、自動車の使用をできるだけ控える 自動車の使用に当たっては、急発進・急加速、空ぶかしを避け、停車時にはエンジンを停止するなど、エコドライブを心がける 交通渋滞の原因となる迷惑駐車をやめる

イ) 事業者の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
C . 環境保全の 自主活動	IS014001、エコアクション 21 など環境マネジメントシステムを導入するなど、環境配慮した事業活動を推進するための体制の整備に努める 従業員の環境学習、環境保全活動の促進を図る 地域の環境保全活動に積極的に取り組む

ウ) 市民の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
B . 自動車使用	短距離の移動には徒歩や自転車の利用に努める
C . 環境保全の 自主活動	地域の環境保全活動に積極的に取り組む 空き缶・タバコの投げ捨てをしないなど、街のクリーンアップを率先して行う ごみ減量のためマイバッグ、マイ箸等の使用に取り組む

エ) 市の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
C . 環境保全の 自主活動	IS014001、エコアクション 21 など環境マネジメントシステムを導入するなど、環境配慮した事業活動を推進するための体制の整備に努める 職員の環境学習、環境保全活動の促進を図る